

## 重症の新型コロナウイルス感染症患者の特定集中治療室管理料等の算定について

2022年3月の当協会新型コロナ対策会議において課題となり、関東信越厚生局神奈川事務所に疑義照会していた標記のことについて、4月19日、同神奈川事務所から次のとおり回答がありました。なお、個別の査定は、その診療の内容や経過全体で判断した結果のものであり、厚生局からその是非についてコメントはできないので、各医療機関と各審査機関との個別調整になることについてはご理解いただきたいとのことです。併せてお知らせします。

関東信越厚生局神奈川事務所からの回答

神奈川県病院協会から3月にあった疑義照会について、貴職からの照会文を以下のとおり要約し「認められると考えられる」として、本省照会したところ、「貴見のとおり」と厚生労働省保険局医療課から4月7日付で、回答があった。

令和2年5月26日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」

2. 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲について 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける、重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲について、以下の取扱いとする。

(1) 重症の新型コロナウイルス感染症患者には、人工呼吸器管理等を要する患者のほか、これらの管理が終了した後の状態など、特定集中治療室管理料等を算定する病棟における管理を要すると医学的に判断される患者を含むとされていることについて

別表1で、3倍の算定を認められる対象患者には、当該専用病床に入院する重症の新型コロナウイルス感染症患者について、エクモ、人工呼吸器装着患者のほか、

次の病状にある患者でHCU・ICU管理を要すると医師が判断し、必要に応じてその判断の基となった症状詳記の記載が合理的に行われている場合にも、事務連絡で示された別表1の算定が認められるでしょうか？

1 CPAP及びNHF（HNFC等を含む）で酸素吸入を必要とする場合

2 酸素吸入の一手手前であるが、多臓器不全の兆候があり常時監視等を必要とする場合

3 酸素吸入離脱後間もない患者で、常時監視等を必要とする場合

4 コロナ陽性であると同時に別の疾患があり、当該疾患が重篤なため、ICU・HCUでの常時監視等を必要とする場合

以上

参考（当初の照会文）

2022年3月

関東信越厚生局神奈川事務所 御中

公益社団法人神奈川県病院協会  
事務局長

電話 045-242-7221

## 重症の新型コロナウイルス感染症患者の特定集中治療室管理料等の算定について（照会）

日ごろから、お世話になります。

さて、標記の件について、所定の点数の3倍の算定が認められるものについて、今般、HCUの入院患者について「エクモか人工呼吸器の装着がなければ重症とは認められない」ことを理由に3倍の点数が認められず、査定・返戻されるケースが散見されています。

一方、

令和2年5月26日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」によれば、

2. 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲について 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける、重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲について、以下の取扱いとする。
  - (1) 重症の新型コロナウイルス感染症患者には、人工呼吸器管理等を要する患者のほか、これらの管理が終了した後の状態など、特定集中治療室管理料等を算定する病棟における管理を要すると医学的に判断される患者を含むものとすること。

また、同じく令和2年4月18日付「～臨時的な取扱い（その12）」によれば、

1. 重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について 重症の新型コロナウイルス感染症患者に対しては、体外式心肺補助（ECMO）や人工呼吸器による管理（持続陽圧呼吸法（CPAP）等を含む。）等、呼吸不全をはじめとした多臓器不全に対する管理（以下「人工呼吸器管理等」という。）を要することを踏まえ、それらの診療の評価として、救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料（以下「特定集中治療室管理料等」という。）を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、別表1に示す点数を算定できることとする。こと。（当時2倍）とされています。

こうしたことから、

この別表1で算定を認められる対象患者には、当該専用病床に入院する重症の

新型コロナウイルス感染症患者について、エクモ、人工呼吸器装着患者のほか、次の病状にある患者で HCU・ICU 管理を要すると医師が判断し、必要に応じてその判断の基となった症状詳記の記載が合理的に行われている場合にも、事務連絡で示された別表 1 の算定（現在 3 倍）が認められると思料されるがいかがか？

- 1 CPAP 及び NHF（HNFC 等を含む）で酸素吸入を必要とする場合
- 2 酸素吸入の一步手前であるが、多臓器不全の兆候があり常時監視等を必要とする場合
- 3 酸素吸入離脱後間もない患者で、常時監視等を必要とする場合
- 4 コロナ陽性であると同時に別の疾患があり、当該疾患が重篤なため、ICU・HCU での常時監視等を必要とする場合